

○田川地区清掃施設組合事務局設置条例

昭和58年8月1日

条例第16号

(設置)

第1条 田川地区清掃施設組合(以下「組合」という。)に関する一切の事務を処理するため、組合に事務局を設置する。

(組織)

第2条 事務局に事務局長等必要な職員を置く。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。